

新

旧

<p>（公金の徴収又は収納に関する事務の委託）</p> <p>第八十五条 部長は、法第二百四十三条に規定する場合に該当するものとして公金の徴収又は収納に関する事務を委託したときは、委託の内容及び徴収又は収納の方法等について、会計管理局長に報告しなければならない。</p> <p>2 公金の徴収又は収納に関する事務の委託を受けた者は、知事が定める日までにその徴収し、又は収納した歳入（第八十九条に規定する歳入歳出外現金を含む。以下「歳入等」という。）の内容を示す計算書（当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。）を知事に提出した上で、知事が定める日までに次の各号に掲げるいずれかの方法により払い込まなければならない。</p> <p>一 第五十二条に規定する払込書により指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関に払い込む方法</p> <p>二 会計管理局長が認める払込書に代わる方法で会計管理者に払い込む方法</p> <p>3 （削る）</p> <p>4 （削る）</p> <p>（指定公金事務取扱者の指定等）</p> <p>第八十五条の二 公金の徴収又は収納に関する事務の委託において、法第二百四十三条の二第一項の規定による指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事実を証する書類を知事に提出しなければならない。</p> <p>一 資本金の額、資産又は負債の状況等から財</p>	<p>（歳入の徴収又は収納の事務の私人委託）</p> <p>第八十五条 部長は、歳入の徴収又は収納の事務の委託をしたときは、委託の内容及び徴収の方法等について、会計管理局長に報告しなければならない。</p> <p>2 歳入の徴収又は収納の事務の委託を受けた者は、知事が定める日までにその徴収し、収納した歳入の内容を示す計算書を知事に提出した上で、知事が定める日までに第五十二条に規定する払込書により指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関に払い込まなければならない。</p> <p>3 令第五百八条の二の規定による地方税等（同条第一項第三号、第六号及び第七号に掲げる歳入を除く。以下この条及び次条において同じ。）の収納の事務の委託においては、納入済通知書及び前項に規定する計算書は、当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により提出することができる。</p> <p>4 令第五百八条の二の規定による地方税等の収納の事務の委託においては、第二項の規定にかかわらず、会計管理局長が認める払込書に代わる方法で県に払い込むことができる。</p> <p>（地方税等の収納の事務を委託できる基準）</p> <p>第八十五条の二 知事は、次の各号に掲げる基準に該当し、かつ、公金の収納事務を行うことが適当と認める者に対し、地方税等の収納の事務を委託することができる。</p> <p>一 納入された地方税等について、納入状況を正確に記録し、県に遅滞なく報告すること及</p>
--	---

政的基盤が十分に整っていること。

二 累積欠損がなく、かつ、経営状態が良好であること。

三 経営陣の体制、業務に対する十分な知識及び経験を有する業務精通者の確保が十分であると認められること。

四 コンプライアンス体制等の業務執行体制が十分に整備されていること。

2| 法第二百四十三条の二第一項の規定により公金の徴収又は収納に関する事務を指定公金事務取扱者（同条第二項に規定する指定公金事務取扱者をいう。以下同じ。）に委託した場合において、同条第三項の規定による変更の届出があつたときは、部長は、その内容について会計管理局長に報告しなければならない。法第二百四十三条の二の三第一項の規定により指定を取り消したときも、同様とする。

3| 指定公金事務取扱者は、法第二百四十三条の二第五項又は第六項（同条第七項の規定により適用する場合を含む。）の規定による委託又は再委託をしようとするときは、当該委託又は再委託をしようとする者に係る第一項各号に掲げる事実を証する書類を知事に提出しなければならない。

4| 法第二百四十三条の二の五第一項の規定により公金の収納に関する事務を委託することができる歳入等は、知事が別に定める。

（公金の徴収又は収納に関する事務の委託の検査）

第八十五条の三 法第二百四十三条の二第一項の規定により指定公金事務取扱者に公金の徴収又は収納に関する事務を委託した場合において、会計管理者は、同条第八項に規定する検査を行わせるため、会計管理局又は公金の徴収若しくは収納に関する委託事務を所管する課若しくは財務担当所の職員のうちから検査員を命ずることが出来る。

2・3 （略）

4 会計管理者は、検査の目的を達成するため、検査を受ける者又は公金の徴収若しくは収納に関する委託事務を所管する課若しくは財務担当所の長に対し、資料の提出又は報告を求めることができる。

（検査の報告等）

び納入された地方税等を遅滞なく県に納付することができる技術的な基礎を有する者であること。

二 納入義務者の利便となる地域において、収納事務を行うことができる相当数の店舗を有する者であること。

（新設）

（新設）

2| 知事は、納入された地方税等について、納入状況を正確に記録し、県に遅滞なく報告することができる技術的な基礎を有し、かつ、公金の収納事務を行うことが適当と認める者に対し、地方税等の収納事務に付随する情報通信役務等の提供の事務を委託することができる。

（新設）

（新設）

（歳入の徴収又は収納の事務の委託の検査）

第八十五条の三 会計管理者は、令第一百五十八条第四項又は第一百五十八条の二第三項に規定する検査を行わせるため、会計管理局又は委託事務を所管する課若しくは財務担当所の職員のうちから検査員を命ずることが出来る。

2・3 （略）

4 会計管理者は、検査の目的を達成するため、検査を受ける者に対し、資料の提出又は報告を求めることができる。

（検査の報告等）

第八十五条の四 検査員は、前条第一項に規定する検査を終了したときは、速やかに検査報告書を作成し、検査の結果を会計管理者に報告しなければならない。

2 (略)

(公金の支出に関する事務の委託)

第二百五条 知事は、法第二百四十三条に規定する場合に該当するものとして私人に公金の支出に関する事務を委託する必要があるときは、当該事務を委託しようとする私人との間に委託契約を締結しなければならない。この場合において、部長は、委託の内容について会計管理局長に報告しなければならない。

2 公金の支出に関する事務を委託した場合の資金の取扱いについては、第九十七条第一項及び第九十八条第一項の規定を準用する。
(削る)

3| 第九十八条の二の規定は、公金の支出に関する事務の委託の精算の確認を行う場合に準用する。この場合において、同条第一号中「返納」とあるのは「返納又は追給」と読み替えるものとする。

(指定公金事務取扱者の指定等の場合の準用)

第二百五条の二 第八十五条の二第一項、第二項及び第三項、第八十五条の三並びに第八十五条の四の規定は、法第二百四十三条の二第一項の規定により指定公金事務取扱者に公金の支出に関する事務を委託した場合について準用する。

第八十五条の四 検査員は、検査を終了したときは、速やかに検査報告書を作成し、検査の結果を会計管理者に報告しなければならない。

2 (略)

(支出事務の委託)

第二百五条 知事は、私人に支出の事務を委託する必要がある場合は、委託しようとする私人との間に支出の事務の委託契約を締結しなければならない。

2 支出事務を委託した場合の資金の取扱いについては、第九十七条第一項及び第九十八条第一項の規定を準用する。

3| 第八十五条の三及び第八十五条の四の規定は、
令第六十五条の三第三項において準用する場合に準用する。
令第六十五条の三第三項において準用する場合に準用する。

4| 第九十八条の二の規定は、支出事務の委託の精算の確認を行う場合に準用する。この場合において、同条第一号中「返納」とあるのは「返納又は追給」と読み替えるものとする。

(新設)

新

旧

様式第 73 号(第 85 条の 3)

様式第 73 号(第 85 条の 3)

(表)

(表)

第 号

検 査 員 証

所 属

職 名

氏 名

上記の者は、地方自治法第 2 4 3 条の 2 第 8 項の規定による検査を行う者であることを証明する。

検査対象業務名

有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

発行 年 月 日

福 岡 県 会 計 管 理 者 印

第 号

検 査 員 証

所 属

職 名

氏 名

上記の者は、地方自治法施行令第 条第 項の規定による検査を行う者であることを証明する。

検査対象業務名

有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

発行 年 月 日

福 岡 県 会 計 管 理 者 印

(裏)

(裏)

1 この証は、検査の際は、必ず携帯し、関係者の請求があったときは、提示しなければならない。

2 この証は、他人に貸与してはならない。

3 この証は、期間が満了したときは、直ちに発行者に返還しなければならない。

地方自治法抜粋
第 243 条の 2
8 会計管理者は、指定公金事務取扱者について、定期及び臨時に公金事務の状況を検査しなければならない。

1 この証は、検査の際は、必ず携帯し、関係者の請求があったときは、提示しなければならない。

2 この証は、他人に貸与してはならない。

3 この証は、期間が満了したときは、直ちに発行者に返還しなければならない。

地方自治法施行令抜粋
第 558 条
4 第一項の規定により歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託した場合において、必要があると認めるときは、会計管理者は、当該委託に係る歳入の徴収又は収納の事務について検査することができる。

第 558 条の 2
3 会計管理者は、受託者について、定期及び臨時に地方税等の収納の事務の状況を検査しなければならない。

第 65 条の 3 第 61 条第一項第一号から第十五号までに掲げる経費、貸付金及び同条第二項の規定によりその資金を前渡することができる払戻金(当該払戻金に係る還付加算金を含む。)については、必要な資金を交付して、私人に支出の事務を委託することができる。

2 (略)

3 第 558 条第四項の規定は、第一項の場合にこれを準用する。